**福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与**

**特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売　人員等確認表**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 記入年月日 | 令和　　 年　　 月　 　日 |  |
| 事業所名 |  | |

□　記載にあたっての留意事項

（１）チェック項目の内容を満たしているものについては「適」、そうでないものは「不適」にチェックをしてください。

（２）広域福祉課確認欄には記載しないでください。

* 人員基準が満たされていない場合は、更新できません。

**チェック項目**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 内　　　　　　　容 | 適 | 不適 | 広域福祉課確認欄 |
| １　専門相談員 | 〇常勤換算方式で、2名以上か。（下表で確認）  （常勤・非常勤合計　　人 ： 常勤　　人・非常勤　　人  　　年　　月のサービス提供を行った従業者の資格別人数について、確認する。  常勤換算数（平成　　年　　月実績）  A　非常勤延勤務時間（　　　H）  B　常勤者要勤務時間（　　　H/月）  A÷B＝（　　人）  常勤の要勤務時間数は、事業者において定める（就業規則、雇用契約）もので、32時間を下回る場合は32時間とする。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 勤務形態  資　格 | 常 勤（人） | 非 常 勤（人） | | 介護福祉士 |  |  | | 義肢装具士 |  |  | | 保　健　師 |  |  | | 看　護　師 |  |  | | 准看護師 |  |  | | 理学療法士 |  |  | | 作業療法士 |  |  | | 社会福祉士 |  |  | | 指定講習会修了者 |  |  | | 介護職員初任者研修修了者  （旧ヘルパー１級２級・  旧介護職員基礎研修修了者） |  |  | | 実務者研修修了者 |  |  | | 合　　　　計 |  |  | | □ | □ |  |
| 〇サービスの提供は、当該事業所の専門相談員の資格を有する従業者が行っているか。  ・介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、  作業療法士、社会福祉士、指定講習会修了者、初任者研修修了者、  旧ヘルパー1・2級修了者、旧介護職員基礎研修修了者、実務者研修修了者 | □ | □ |
| 項　　目 | 内　　　　　　　容 | 適 | 不適 | 広域福祉課確認欄 |
| ２　人員に関する基準の　　みなし規定 | （指定福祉用具貸与事業所の場合）  下記の事業者の指定を併せて受ける場合に、当該指定に係る事業と指定特定福祉用具販売事業者の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合、下記の事業の人員基準を満たすことをもって、基準を満たしているものとみなすことができる。  １　指定介護予防福祉用具貸与事業者  ２　指定特定介護予防福祉用具販売事業者  ３　指定福祉用具貸与事業者  （指定特定福祉用具販売も同様）  ※指定福祉用具貸与事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数については、常勤換算方法で2以上とされているが、当該指定福祉用具貸与事業者が、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売又は指定介護予防福祉用具販売に係る事業者の指定を併せて受ける場合であって、これらの指定に係る事業所と指定福祉用具貸与事業所が一体的に運営される場合については、常勤換算方法で2以上の福祉用具専門相談員を配置することをもって、これらの指定に係るすべての人員基準を満たしているものとみなすことができる。（指定特定福祉用具販売も同様）  したがって、例えば、同一の事業所において、指定福祉用具貸与、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売及び指定介護予防福祉用具販売の４つの指定を併せて受けている場合であっても、これらの運営が一体的になされているのであれば、福祉用具専門相談員は常勤換算方法で2人をもって足りるものである。 | □ | □ |  |
| ３　管 理 者 | 〇常勤で専ら当該事業所の管理業務に従事しているか。 | □ | □ |  |
| 〇兼務である場合は、次のとおりであるか。  イ　当該指定福祉用具貸与事業所の専門相談員としての職務に従事する場合  ロ　同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合  ※　この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。 | □ | □ |
| 〇管理者の交代があった場合には、遅滞なく変更届出書の提出を行っているか。 | □ | □ |